

(仮称) 宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び
運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

項目	新制度基準	類型	本市の対応
学級の編制の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児は, 学級を編制する。 ・園児数は, 1学級35人以下を原則。 ・年度の初日前日に同年齢の園児での編制を原則。 	従うべき基準	<p>本市の実情等を考慮し, 検討した結果, 国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため, 国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上必置。(専任の副園長・教頭等が兼任可, 専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可。) ・調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要)。 	従うべき基準	
職員(職員数)	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児(園児数3人:1人) ・1・2歳児(6:1) ・3歳児(20:1) ・4・5歳児(30:1) ・常時2人以上。 		
園舎及び園庭(園舎面積)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の面積を合計した面積以上とする。 満3歳以上の園児: 幼稚園基準の面積 満3歳未満の園児: 保育所基準の面積 ・各居室の面積は, 保育所基準による面積以上。 	従うべき基準	
園舎及び園庭(園庭面積)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の面積を合計した面積以上とする。 満3歳以上の園児: 幼稚園基準と保育所基準の大きい方の面積 満2歳の園児: 保育所基準の面積 		
園舎及び園庭(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず設置 ・同一の敷地内又は隣接することが原則。 		
園舎に備えるべき設備(教室, 保育室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の設備を必ず備える。 職員室, 保健室(兼用可) 保育室, 遊戯室(兼用可) ほふく室又は乳児室, 調理室, 便所 飲料用設備, 手洗用設備及び足洗用設備 ・保育室の数は, 学級数を下回ってはならない。 	従うべき基準	
園舎に備えるべき設備(給食の外搬等)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部搬入について, 保育所基準と同様。 ・提供人数(20人以下)による特例あり。 	従うべき基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応	
園舎に備えるべき設備 (園舎の階数、保育室等の設置階)	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の階数は2階建以下を原則。(特別の事情により3階建以上も可。) 保育室等は原則1階に設置(一定の基準を満たす場合2階でも可) 満3歳未満の子どもに係る保育室等については、耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可。 	従うべき基準	<p>国の基準どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>	
教育及び保育を行う期間及び時間 (教育・保育時間)	<ul style="list-style-type: none"> 毎学年の教育週数は、39週を下回らない。 教育に係る標準的な一日あたりの時間は、4時間とする(ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に配慮する。) 	従うべき基準		
教育及び保育を行う期間及び時間 (教育・保育時間)	<ul style="list-style-type: none"> 保育が必要な子どもに対する、1日の教育及び保育の時間は、原則8時間。 	参酌基準		
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務(外部搬入の特例あり。) 	従うべき基準		
人格の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 保育所基準を準用 	参酌基準		
職員の資質向上、研修機会の確保		参酌基準		
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等		従うべき基準		
苦情への対応		参酌基準		
家庭との連絡・連携		参酌基準		